

利用料は所得に応じて1割 2割 3割負担となります。

(1) 介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援Ⅰ	1,672円(1月につき)	1,672円	3,344円	5,016円
事業対象者 要支援Ⅱ	3,428円(1月につき)	3,428円	6,856円	10,284円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	基本利用料		加算額		
			利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
運動器機能向上加算	2,250円		225円	450円	675円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者 要支援ⅠⅠ	880円	88円	176円	216円
	事業対象者 要支援ⅠⅡ	1,760円	176円	352円	528円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	別加算率 (5.9%)		(1割)	(2割)	(3割)
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	別加算率 (1.2%)		(1割)	(2割)	(3割)
科学的介護推進加算	400円(月単位)		40円	80円	120円